





堂々の消防出初式

本年は中学校で

年も改まって日も浅い十日、恒例の当町消防出初式が、統合中学校で、華々しく行われました。

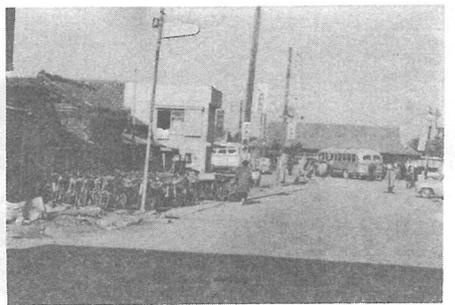
当日は県警を始め、四隣町村、及び町内有志多勢御列席の下に午前九時半から開式、団練入場から始まって、服装、機軸器具の点検、ポンプ操法、分列行進、放水試験等四隣に威容を誇る当町消防団の面目を遺憾なく発揮、誠に心強い限りでありました。

当日、県知事及び県消防協会長、郡支部長の表彰を受けられた方々は次の通り

- 県知事特別功章 鈴木恒一
本部 石毛 忍
大総本部 小柴長道
横芝第一分団 堀田静之進
全 第二分団 大木藤樹
全 第三分団 高橋三郎
全 第四分団 川島真次

- 県消防協会功章功章
本部 伊藤勝徳
全 池沢 務
全 海保久四郎
県消防協会功章功章
本部 大智義博
全 第一分団 大木徳栄
全 第二分団 子安常夫
全 第三分団 伊藤一郎
全 第四分団 鈴木義見
全 第五分団 井井英雄
全 第六分団 渡辺雅雄
全 第七分団 石橋文雄
全 第八分団 渡辺功
全 第九分団 佐瀬昇市
全 第十分団 伊藤 寿
全 第十一分団 伊藤 幸夫

- 全 第六分団 滝田文雄
全 第七分団 斎藤規矩男
全 第九分団 奥川 節
全 第二分団 海保勲吉
全 第三分団 伊藤 勲
全 第四分団 伊藤幸夫



とりこわしの終った歩道用地

駅前 歩道がでます

最近の横芝駅前、国鉄、バス、タクシー等の乗降客や自動車の乗り入れもあって、混雑も甚だしく、事故寸前の状態にもある。これが解決策としては、地元から強い要望があり、急ぎ果の手で歩道の建設に乗り出すことになりました。

これは、両側に残してある町眼抜きの場所でもあり、県有地を利用して、三、六、八、十、十二、十四、十六、十八、二十、二十二、二十四、二十六、二十八、三十、三十二、三十四、三十六、三十八、四十、四十二、四十四、四十六、四十八、五十、五十二、五十四、五十六、五十八、六十、六十二、六十四、六十六、六十八、七十、七十二、七十四、七十六、七十八、八十、八十二、八十四、八十六、八十八、九十、九十二、九十四、九十六、九十八、一百、の歩道を建設するもので、完成のあかすきは、当時の玄関口に相応しく、整然とした街路となることとす。

桃太郎談議

「桃太郎さんか鬼退治のお話を聞かせてください」
「はい、はい、桃太郎さんか鬼退治のお話を聞かせてください」
「はい、はい、桃太郎さんか鬼退治のお話を聞かせてください」
「はい、はい、桃太郎さんか鬼退治のお話を聞かせてください」

一月のこよみ一月を正月
とよのは中国から起つた名
前て、唐(西暦六八一年)名
の時代に「王者正に居
るといふ義から」とたと伝
えられた。英語では January
というが、月日と歳をつかさ
どる神「Janus」からとったもの
である。わが国では一月を古
来「ひつき(睦月)」と呼ぶ
が、これは、「貴きもいや
(賤)しきもいかに行きま
し、親しみ、むつみ合月」
と、その幹は青く色を愛え
たけ高くすくすくと生長する
とか、その幹は青く色を愛え
ないといふところからめでた
い(たけ)または長(たけ)の用い
られているわけである。
お正月に「お正月にはお
正月三日の朝まで食べて
正月三から始まったか
いつごろから始まったか
明らかでないが、お正月に
もちの歴史と同じようによい
用いられている。◎竹は丈も
かかれと、松竹にそえて
ぶん古くからのものであ
る。正月三日だけで用
年賀の客はいつまでも
い、冬の日の重宝な食物で
も、いも、大根、白さい
ごぼう、こんぶ、干あ
び、いりこ、にんじん、鳥
肉、かまぼこなどを入れた
お正月には榮業もたつぶり
である。
お正月に「お正月にはお
いな食品をまぜて煮るから
そう言ふのだらうが、古い
本に「雑煮の本名は、ほう
どう「雑煮」といふ。公家
年中行事にあり」とある。

選挙管理委員会だより
昭和三十六年九月十五日現在で調整した基本選挙人名簿及び
び千葉県北部選挙区調整委員会委員選挙人名簿が、十二
日確定されました。
確定選挙人名簿の投票区別登録者数は、次のとおりであり
ます。
(一) 基本選挙人名簿
(二) 投票区別
第一投票区 男 八三三
第二投票区 男 一、〇九三
第三投票区 男 一、二九七
第四投票区 男 八三三
第五投票区 男 四二五
第六投票区 男 五二〇
第七投票区 男 六二〇
第八投票区 男 四三三
第九投票区 男 三三三
第十投票区 男 二二二
第十一投票区 男 一一一
第十二投票区 男 一一一
第十三投票区 男 一一一
第十四投票区 男 一一一
第十五投票区 男 一一一
第十六投票区 男 一一一
第十七投票区 男 一一一
第十八投票区 男 一一一
第十九投票区 男 一一一
第二十投票区 男 一一一
第二十一投票区 男 一一一
第二十二投票区 男 一一一
第二十三投票区 男 一一一
第二十四投票区 男 一一一
第二十五投票区 男 一一一
第二十六投票区 男 一一一
第二十七投票区 男 一一一
第二十八投票区 男 一一一
第二十九投票区 男 一一一
第三十投票区 男 一一一
第三十一投票区 男 一一一
第三十二投票区 男 一一一
第三十三投票区 男 一一一
第三十四投票区 男 一一一
第三十五投票区 男 一一一
第三十六投票区 男 一一一
第三十七投票区 男 一一一
第三十八投票区 男 一一一
第三十九投票区 男 一一一
第四十投票区 男 一一一
第四十一投票区 男 一一一
第四十二投票区 男 一一一
第四十三投票区 男 一一一
第四十四投票区 男 一一一
第四十五投票区 男 一一一
第四十六投票区 男 一一一
第四十七投票区 男 一一一
第四十八投票区 男 一一一
第四十九投票区 男 一一一
第五十投票区 男 一一一
第五十一投票区 男 一一一
第五十二投票区 男 一一一
第五十三投票区 男 一一一
第五十四投票区 男 一一一
第五十五投票区 男 一一一
第五十六投票区 男 一一一
第五十七投票区 男 一一一
第五十八投票区 男 一一一
第五十九投票区 男 一一一
第六十投票区 男 一一一
第六十一投票区 男 一一一
第六十二投票区 男 一一一
第六十三投票区 男 一一一
第六十四投票区 男 一一一
第六十五投票区 男 一一一
第六十六投票区 男 一一一
第六十七投票区 男 一一一
第六十八投票区 男 一一一
第六十九投票区 男 一一一
第七十投票区 男 一一一
第七十一投票区 男 一一一
第七十二投票区 男 一一一
第七十三投票区 男 一一一
第七十四投票区 男 一一一
第七十五投票区 男 一一一
第七十六投票区 男 一一一
第七十七投票区 男 一一一
第七十八投票区 男 一一一
第七十九投票区 男 一一一
第八十投票区 男 一一一
第八十一投票区 男 一一一
第八十二投票区 男 一一一
第八十三投票区 男 一一一
第八十四投票区 男 一一一
第八十五投票区 男 一一一
第八十六投票区 男 一一一
第八十七投票区 男 一一一
第八十八投票区 男 一一一
第八十九投票区 男 一一一
第九十投票区 男 一一一
第九十一投票区 男 一一一
第九十二投票区 男 一一一
第九十三投票区 男 一一一
第九十四投票区 男 一一一
第九十五投票区 男 一一一
第九十六投票区 男 一一一
第九十七投票区 男 一一一
第九十八投票区 男 一一一
第九十九投票区 男 一一一
第一百投票区 男 一一一

横芝町住宅改良資金貸付條例
「議会だより」の中でお知ら
せしましたが、参考までに、
次にその概略を掲げます。
第一条 この条例は、主とし
て農林漁業に従事する者の
住宅改良に資するための資
金(以下「住宅改良資金」と
いう)の貸付について必要
な事項を定めることとす。
第二条 住宅改良資金の貸付
対象者は、農林漁業に従事
する者とする。
第三条 この資金の貸付を受
けることができる者は、次
の要件を備えているもので
ある。
一、主として農林 林業ま
たは漁業のいづれか以上
上の職業により生計を維
持していること。
二、町民税及び固定資産税
を完納していること。
三、自己資金のみでは工事
費を一時に負担することが
困難であること。
四、貸付を受けた資金の償
還及び利息の支払につい
て、充分な支払能力を有
すること。
五、確実な連帯保証人があ
ること。
第四条 貸付の条件は、次の
とおりとする。
一、利率 年六分五厘
二、償還方法 資金交付の
翌月から起算して十年以
内に元利均等の方法によ
り年賦又は半年賦償還す
ることとする。但し期限
第七案以下略

児童手当法ができました
該当者は必ず申請を
現在の社会状況
から見て、母
万円以上である者は除かれま
す。
1. 離婚したため父と生活を
共にしていない子供
2. 父が養育者である子供
3. 父が生死不明の子供
4. 父が一年以上家庭を去
る子供
5. 父が死亡している子供
6. 父のわかない子供
7. 両親のわかない子供
8. 両親のわかない子供
9. 両親のわかない子供
10. 両親のわかない子供
11. 両親のわかない子供
12. 両親のわかない子供
13. 両親のわかない子供
14. 両親のわかない子供
15. 両親のわかない子供
16. 両親のわかない子供
17. 両親のわかない子供
18. 両親のわかない子供
19. 両親のわかない子供
20. 両親のわかない子供
21. 両親のわかない子供
22. 両親のわかない子供
23. 両親のわかない子供
24. 両親のわかない子供
25. 両親のわかない子供
26. 両親のわかない子供
27. 両親のわかない子供
28. 両親のわかない子供
29. 両親のわかない子供
30. 両親のわかない子供
31. 両親のわかない子供
32. 両親のわかない子供
33. 両親のわかない子供
34. 両親のわかない子供
35. 両親のわかない子供
36. 両親のわかない子供
37. 両親のわかない子供
38. 両親のわかない子供
39. 両親のわかない子供
40. 両親のわかない子供
41. 両親のわかない子供
42. 両親のわかない子供
43. 両親のわかない子供
44. 両親のわかない子供
45. 両親のわかない子供
46. 両親のわかない子供
47. 両親のわかない子供
48. 両親のわかない子供
49. 両親のわかない子供
50. 両親のわかない子供
51. 両親のわかない子供
52. 両親のわかない子供
53. 両親のわかない子供
54. 両親のわかない子供
55. 両親のわかない子供
56. 両親のわかない子供
57. 両親のわかない子供
58. 両親のわかない子供
59. 両親のわかない子供
60. 両親のわかない子供
61. 両親のわかない子供
62. 両親のわかない子供
63. 両親のわかない子供
64. 両親のわかない子供
65. 両親のわかない子供
66. 両親のわかない子供
67. 両親のわかない子供
68. 両親のわかない子供
69. 両親のわかない子供
70. 両親のわかない子供
71. 両親のわかない子供
72. 両親のわかない子供
73. 両親のわかない子供
74. 両親のわかない子供
75. 両親のわかない子供
76. 両親のわかない子供
77. 両親のわかない子供
78. 両親のわかない子供
79. 両親のわかない子供
80. 両親のわかない子供
81. 両親のわかない子供
82. 両親のわかない子供
83. 両親のわかない子供
84. 両親のわかない子供
85. 両親のわかない子供
86. 両親のわかない子供
87. 両親のわかない子供
88. 両親のわかない子供
89. 両親のわかない子供
90. 両親のわかない子供
91. 両親のわかない子供
92. 両親のわかない子供
93. 両親のわかない子供
94. 両親のわかない子供
95. 両親のわかない子供
96. 両親のわかない子供
97. 両親のわかない子供
98. 両親のわかない子供
99. 両親のわかない子供
100. 両親のわかない子供

